

令和8年度鹿児島県医師会事業計画

基本方針

人口減少と少子高齢化が急速に進むなか、医療・介護提供体制の再構築が喫緊の課題となっている。

鹿児島県医師会は、全国に先んじて超高齢社会を迎えた鹿児島県においては早期の対応が必要と考え、「地域医療を守る」取り組みを推進してきた。令和8年度も引き続き、山積する課題と真正面から向き合い、医療の更なる充実に向けて全力を尽くす。

2040年を見据えた「新たな地域医療構想」は、持続可能な医療提供体制づくりの根幹となる施策である。本会は新たな地域医療構想をメインテーマにした郡市医師会執行部等との現地懇談会を2024年12月から二次保健医療圏ごとに開催し、医療・介護の連携強化などについて市町村行政等を交えて意見交換を重ねてきた。国が策定したガイドラインをもとに、令和8年度から鹿児島県の具体的な議論が始まる。本会は、必要病床数の推計や医療機関の機能分化・連携等の検討など、将来の医療提供体制を方向付ける重要な局面ととらえ、現地懇談会での声を踏まえて積極的に提言等を行っていく。

令和8年度診療報酬は本体3.09%のプラス改定となった。2025年度補正予算でも医療・介護分野で1.4兆円が計上された。医師会と医療関係団体は物価高騰と人件費増加等による医療機関・介護事業所経営ひっ迫を受け、政府に財政支援の必要性を強く要望してきたが、「医療界の窮状を政府に理解していただいた」と前向きに受け止める。

ただ、県内では医師の高齢化等を背景に休閉院する医療機関が相次いでおり、地域医療の維持が危惧される状況に変わりはない。とりわけ深刻なのは、医療・介護の人材不足である。看護職員をはじめとする人材確保は急務であり、他産業や都市部への流出がそのまま続くと医療の質の低下は避けられな

い。さらなる取り組みの強化が不可欠と考える。県や市町村行政、教育機関等と危機感を共有し、対策を進める。

組織強化では、研修医を含めて未加入の医師の入会促進に努める。現場に根差した提言を医療政策のプロセスに反映させ、地域医療を守る活動を活性化させることが強化の核心である。高齢化等の理由で会員の減少が続いていたが、昨年末に4000名を超えるまでに回復した。若い医師が鹿児島で学び、働くことにやりがいを感じられる環境の整備と医師会の魅力発信に力を入れる。

大規模地震や激甚化する風水害等に備える危機管理体制の強化も急ぐ必要がある。医療DXの推進や、医師・看護職員を含めた働き方改革等々、医療現場の将来を見据えた検討を進める。

今年には本会が九州医師会連合会の担当となり、鹿児島市で総会・医学会が開催される。また九州ブロック学校保健・学校医大会も開催される。諸課題を共有し、解決を図る契機とする。

医師会の使命は、国民皆保険制度を基盤として、いつでも、だれでも、どこに暮らしていても最良な医療を届けることである。社会構造が大きく変容し、厳しい医療環境が続くが、将来への展望を切り開く変革を進めていく。この方針に基づき、以下の重点項目を掲げ、その実現を図る。

令和8年度当面の課題

I. 重点事業

1. 将来を見据えた医療・介護提供体制の構築

- (1) 医療・介護の将来推計に基づく、地域医療提供体制を推進する。
 - ・ 県行政が実施する「地域医療構想に係るデータ分析事業（医療・健診・介護データ）」を活用、病床機能報告、NDB、KDB、DPCの見える化
 - ・ 本事業を活用した各地域の医療・介護提供体制の情報提供
 - ・ 地域医療構想対策委員会において、新たな地域医療構想、医師偏在対策等に関する情報提供並びに、議論の進め方等の共有化
 - ・ 地域医療構想研修会（県共催）や地域医療構想議長連絡会等を通じ、県内外の先進的な取り組み・好事例の共有と活用
 - ・ 地域毎の医療介護の将来推計を踏まえた医業経営の在り方の検討
 - ・ 地域の医療介護提供体制を維持するための財源確保に向けた取組
- (2) 外来機能報告制度並びに、かかりつけ医機能報告制度、医療機能情報提供制度に関する情報を周知する。
- (3) 第8次保健医療計画、医師確保計画、鹿児島すこやか長寿プラン等に基づき、地域における医療介護提供体制作りを推進する。
- (4) オンライン診療の適切な利活用並びに離島へき地における遠隔医療などICTを活用した医療体制を構築する。
- (5) 医師・看護職員偏在・診療科偏在対策を推進する。
 - ・ 県行政、鹿児島大学、地域医療支援センターと連携し、地域枠医師のキャリア形成を踏まえた地域枠制度のあり方（配置先、グループ診療の対応等）の検討、医師偏在対策の推進、診療科偏在対策の推進
 - ・ 医師会立看護学校の支援、県看護人材確保計画を踏まえた地域偏在対策の推進

- (6) 県行政や医療・介護関係団体と連携し、人材確保と養成を推進する。
- (7) 地域医療連携推進法人制度活用を検討する。
- (8) 診療報酬・介護報酬に関する情報提供並びに研修会を開催する。
- (9) 新たな地域医療構想に向けて行政・鹿児島大学病院との連携を推進する。

2. 危機管理体制の強化

- (1) 鹿児島県医師会の災害時対応の基盤を整備する。
 - ・災害時（火山災害や原子力災害を含む）における鹿児島県医師会の事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 災害医療対策の充実を図る。
 - ・日本医師会のJMAT要綱が改正されたことを踏まえ、JMAT鹿児島要綱の改訂を検討
 - ・災害医療救護計画並びに、災害医療救護活動マニュアル等を踏まえた災害時の受援・支援のコーディネート機能の確立
 - ・郡市医師会救急災害担当理事連絡協議会・研修会の開催
 - ・JMAT鹿児島の人材育成（JMAT要員・ロジスティックス・総括コーディネーター等）
 - ・県内外の大規模災害時（桜島大噴火、地震・津波、原発事故等）や化学兵器・生物兵器によるテロに備え、県行政や関係機関（DMAT、DPAT、DHEAT、JRAT、DICT等）と連携した想定訓練（EMIS含む）への参加
 - ・武力攻撃予測事態に備え、保健医療福祉調整本部、鹿児島港、鹿児島空港におけるSCU機能、搬送手段、受け入れ先調整等に沖縄県医師会や日本医師会等と連携し体制整備を促進
 - ・県行政や九州医師会連合会との災害医療救護協定及び、県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会・県看護協会の四師会による「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づく、より実践的な連携強化

(3) 感染症対策の充実を図る。

- ・新興感染症に対する関係機関や専門家等と連携した危機管理体制の強化

3. 医師会の組織強化

(1) 医師会の組織強化・勤務医・研修医の入会促進と医師会活動への積極的参加を推進する。

- ・若手医師の医師会事業への理解促進
- ・勤務医が医師会に対して何を求めているのかを把握するための、研修医・若手医師との交流会等の企画
- ・日本医師会会員情報システム（MAM I S）への対応及び周知
- ・研修医歓迎レセプションの実施

Ⅱ. 一般事業

1. 生涯教育と医道・倫理の高揚

- (1) 日本医師会「医の倫理綱領」「日本医師会綱領」「医師の職業倫理指針」、鹿児島県医師会「医道倫理綱領」「医師の心得」を広く周知徹底し、会員の倫理及び資質の向上を図る。
- (2) 日医かかりつけ医機能研修制度を推進し、かかりつけ医機能の充実及びかかりつけ医の質の向上に寄与するとともに、県民へかかりつけ医・かかりつけ医療機関の普及・啓発を行う。
- (3) 県民から「患者さんの声ダイヤルイン」へ寄せられる疑問・要望・意見などを医療機関・郡市医師会にフィードバックし、信頼を構築して医療機関と患者さんの相互理解を図り、医療に対する信頼性を高める。また県医療安全支援センター等の関係機関との連携を図る。
- (4) 診療情報の提供について、日医の「診療情報の提供に関する指針」並びに改正個人情報保護法に基づき対処できるよう厚生労働省ガイドラインや日医の指針などを広報する。
- (5) 日本医師会生涯教育制度を広く周知し、郡市医師会と連携を密にして、多くの会員が日本医師会生涯教育認定証を取得できるよう啓発に努める。
- (6) 日本医師会及び鹿児島県医師会生涯教育認定講座を充実させ、学術専門団体として、日進月歩の医学・医療に対応すべく教育研修体制の強化に努め、会員の資質の向上を図る。
- (7) 郡市医師会と連携を密にし、生涯教育自己申告率並びに単位取得率向上のため、積極的に会員への啓発に努める。
- (8) 日本医師会が実施するかかりつけ医機能報告制度にかかる研修の周知に努め、多くの会員が研修を修了できるよう啓発する。
- (9) 「会員のためのガイドブック」の見直しを行う。

2. 医療政策・医業経営

- (1) 医療政策・医業経営委員会において国民皆保険の堅持、社会保障と国民経済等について日本医師会医業経営検討委員会における協議を踏まえて検討する。
 - ・新たな地域医療構想を含めた医業経営の在り方の検討
 - ・会員医療機関の医業経営を把握すると共に、諸問題等への対策の検討
 - ・物価・光熱費高騰、人件費高騰に対する補助金確保に向けた関係機関への働き掛け
 - ・各種の医業経営相談の実施と会員医療機関の医業経営の向上の支援
- (2) 医療機関の経営の安定・充実に向けて講演会やセミナー等を医師協同組合と連携を図りながら実施する。

3. 広報活動の推進

- (1) 会員に重要かつ、わかりやすい情報を迅速に伝達するために「県医師会報」、「県医FAXニュース」、及び「ホームページ」などの内容の充実を図る。
- (2) 県民に向けた広報活動を強化する。
 - ・県医師会報折り込み広報「当院から健康・医療ニュース」を通じた県民向けの広報の充実
 - ・MBCラジオ「ここが聞きたい！ドクタートーク」の継続
 - ・南日本新聞「かごしまドクター便り」の連載継続及び報道関係者との連携・協力
 - ・南日本新聞、テレビ各局、ウェザーニューズへの花粉情報提供の継続
 - ・ホームページ上で健康に関する各種情報（日医ニュース「健康ふらざ」、日本医師会公式YouTubeチャンネル等）の提供
 - ・本会主催で開催する研修会及び懇談会等についてメディアを通じた県民への広報

4. 母子保健

- (1) 母体保護法指定医師の指定並びに指定医に対し遵守事項の周知徹底を図る。
 - ・母体保護法の趣旨について理解を深めるため研修会を開催
- (2) 成育基本法等を踏まえた「こども・子育て支援」に関する各種行政施策を促進する。
 - ・不妊治療費助成事業の拡充等、経済的な負担を軽減し安心してこどもを産み育てる環境整備
 - ・妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対し医療・保健・福祉・教育が横断的に連携できる体制整備
- (3) 県行政、県産婦人科医会並びに県小児科医会等と協力し、周産期・小児の保健・医療提供体制の充実を図る。
 - ・産婦健康診査事業及び産後ケア事業並びに1か月児及び5歳児健康診査支援事業の体制整備
 - ・HTLV-1母子感染対策の推進
- (4) 小児在宅医療推進研修会を開催するとともに、医療的ケア児等支援センターと連携を図り医療的ケア児及びその家族への支援体制を推進する。
- (5) 子どもの虐待の早期発見、早期対応の体制整備を図る。
 - ・「子ども虐待の早期発見対応マニュアル（令和元年県医師会作成）」を活用した啓発
- (6) 県産婦人科医会、行政機関並びに性暴力被害者サポートネットワークかごしま（FLOWER）等と連携し、困難な問題を抱える女性への支援を推進する。
- (7) 保育園・幼稚園・認定こども園の関係団体との意見交換会などを通じ連携強化を図る。

5. 学校保健

- (1) 学校医活動を維持・発展させる。
 - ・報酬、学校健診の在り方（重点的健診の実施等）を検討
 - ・児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断が適切に実施されるよう啓発
 - ・学校保健活動の充実を図るために、学校医等を対象とした学校保健講習会の開催
 - ・心臓・腎臓糖尿病検診・運動器検診・成長曲線等の精度向上及び事後措置の徹底、学校検尿、成長曲線判定会の開催
 - ・学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）小委員会の事業推進、学校医・学校関係者向けの相談窓口の設置
 - ・親と子の健康教室（生活習慣病対策）活動の支援
- (2) 現代的健康課題（薬物、オーバードーズ、睡眠障がい、いじめ、不登校、スマートフォン依存、ゲーム障がい、小児生活習慣病等）に対する健康教育について県教育庁等との連携強化
- (3) がん教育の推進について、県教育庁や関係機関との連携強化を図る。
- (4) 特別支援教育を支援する。
 - ・発達障がいや学校で医療的対応が必要な児童生徒等を支援するため、県や関係機関との連携強化
 - ・医療的ケア児等支援センターや学校関係者等と連携して小・中学校での医療的ケア児の就学を支援する体制整備
- (5) 第70回九州ブロック学校保健・学校医大会諸行事を開催する。

6. 精神保健

- (1) 子どもや高齢者への虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、いじめ、ひきこもり、薬物依存等の社会問題化している諸問題への対応について精神保健委員会で協議する。
- (2) 障害者総合支援法や発達障害者支援法に基づき障がい者（児）を支援する体制を整備する。
 - ・発達障害者支援センターなど関係機関との連携強化
 - ・かかりつけ医等が、発達障がいの理解を深めるための研修会の開催
 - ・障害者総合支援法に基づく医師意見書に関する研修会の開催と適正な意見書の記載及び認定審査会等の運営への協力
 - ・精神障がい者（児）の地域移行・地域定着支援の推進への協力
- (3) 県自殺対策計画、県アルコール健康障害対策推進計画並びに県ギャンブル等依存症対策推進計画に基づく県行政の各種施策に協力する。
 - ・かかりつけ医がうつ状態やうつ病について正しく理解するための研修会の開催
- (4) 精神医療に関する地域医療構想に関し、国の動向を注視し情報共有に努める。

7. 産業保健

- (1) 産業保健活動に従事する医師を増やすため、日医認定産業医研修を充実させ、会員の利便性を考えた単位取得の機会を確保する。
 - ・九州医師会医学会分科会「産業医学会」を開催
- (2) 嘱託産業医として新規契約を希望する「産業医名簿」を県内事業所に広報し、活用を推進する。
- (3) 鹿児島産業保健総合支援センターや労働局等関係機関と連携し、治療と職業生活の両立支援をはじめ、産業保健の推進に努める。

- (4) メンタルヘルス対策の充実・強化（ストレスチェックへの取り組み）に努める。
- (5) 医師の働き方改革を踏まえ、質の高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保の両立を推進する。
- (6) 労働安全衛生法の新たな化学物質規制に関する情報を周知する。

8. 公衆衛生

- (1) 予防接種率の向上と接種の安全対策を推進する。
 - ・ 県産婦人科医会並びに県小児科医会と連携し、令和8年度から定期接種となるRSウイルス母子免疫ワクチンなど各種予防接種の啓発を促進
 - ・ 予防接種事務のデジタル化に向けた各種情報の発信
 - ・ 「鹿児島県子ども予防接種週間（8月）」並びに「日本医師会が主催する子ども予防接種週間（3日間）」の継続
- (2) 感染症危機管理対策の充実を図る。
 - ・ 感染症法に基づき鹿児島県と医療機関が締結する「医療措置協定」に関する情報提供を行うとともに、新興感染症対策への対応を強化
 - ・ 感染症発生動向調査への協力
 - ・ 感染症サーベイランスの強化のため、学校欠席者情報収集システム事業の普及・啓発
 - ・ 速やかに県民への情報共有が図れるよう「リスクコミュニケーション」の考え方に基づく取組み（マスコミとの意見交換会等）の検討
- (3) 医療関連感染対策研修会の開催等により、感染対策事業を強化する。
 - ・ 鹿児島感染制御ネットワーク（K I C N e t）並びに鹿児島大学大学院感染症専門医養成講座との連携強化
- (4) 鹿児島県産業資源循環協会等関係機関と連携して医療廃棄物の適正処理の推進を図る。

- (5) 特定健診の受診率の向上並びに、特定保健指導を推進する。
- ・保険者協議会並びに各保険者との連携強化
- (6) 県がん対策推進計画に基づき、がん予防や早期発見、早期治療に向けたがん医療提供体制の整備に努める。
- ・ピンクリボン月間（10月）の普及・啓発活動の推進
 - ・各がん検診の精密検査実施方法及び精度管理の向上を目的に、県や関係機関と連携し医師や医療従事者向け研修会を開催
- (7) 県循環器病対策推進計画に基づき、循環器病予防及び重症化予防対策に取り組む。
- (8) 禁煙支援活動を推進するため講演会を開催するとともに、世界禁煙デー（5月31日）に県内著名建造物のイエローグリーンライトアップを実施する。
- (9) 肝疾患診療連携体制の整備や医療機関委託無料検査など、肝炎対策基本法に基づく、緊急肝炎対策事業を円滑に実施するため、県や関係機関と連携して取り組む。
- (10) データヘルス計画に基づき、県や関係機関と連携し、県民の健康保持増進に努める。
- ・健康課題をテーマに、行政や関係機関と連携して県民向けの健康セミナーを開催
- (11) 県糖尿病対策推進会議や関係団体と連携協力し、合併症をはじめ糖尿病重症化予防対策に取り組む。
- ・県が実施する国保ヘルスアップ事業に協力し、糖尿病重症化予防検討会や研修会を開催
 - ・World Diabetes Day（世界糖尿病デー：11月14日）に県内著名建造物のブルーライトアップを実施

- (12) 行政並びに県整形外科医会等関係団体と協力し、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）とフレイルの啓発と予防対策に取り組む。

9. スポーツ医学

- (1) 「親と子・自然とのふれあい 健康ウォーク」（主催：南日本新聞、県酪農業協同組合、県牛乳普及協会、県医師会）を開催し、運動習慣の啓発を図る。
- (2) 県下一周市郡対抗駅伝競走大会や各種団体の主催するスポーツイベントへの支援・バックアップ体制に協力する。
- (3) 県教育庁や県スポーツ協会等関係機関との連携強化を図り、県下各スポーツ団体の各種競技会における大会へのドクター派遣等積極的に協力し、実践的活動を推進する。
- (4) 鹿児島県スポーツ医学研究会の開催など学術的活動を行う。

10. 救急医療、島嶼・へき地医療

- (1) 県内各地域の中核病院並びに救急医療機関等の機能を維持し、地域医療を支援するための方策を検討する。
- ・高齢者救急医療の在り方の検討
 - ・二次医療圏を超えた高次医療機関との連携の在り方、県全体を俯瞰した三次救急医療体制の在り方を検討
 - ・鹿児島救急医学会や若手救急医の会「救急郷中会」との連携強化
 - ・救急安心センター（#7119）の設置促進
- (2) 「救急の日」や「救急医療週間」等を通じ、県民へのAEDの使用法や心肺蘇生法などを普及させ救命率の向上に努める。
- ・JRC 蘇生ガイドライン 2025 を踏まえ「家庭の救急法（一般向け小冊子）」を一部改訂

- ・ 県民への救急医療に対する正しい理解の普及・啓発
- (3) 地域における小児救急医療体制の充実を図る。
- ・ 小児救急電話相談事業（＃8000）の円滑な運営と普及カードによる県民への啓発活動
- (4) 各地域における休日夜間当番医制度の継続のため郡市医師会と連携し各地域の現状を踏まえ、自治体への働きかけを強化する。
- (5) 地域の現状に即したメディカルコントロール（MC）の体制強化に向けて、協議会等に積極的に参加する。
- ・ DNARプロトコールの検討
- (6) 訪日外国人患者受け入れのための医療環境の充実を図る（多言語通訳システム等の広報など）。
- (7) 鹿児島県合同輸血療法委員会等と連携し、血液製剤使用適正化の推進を図る。
- ・ 輸血実施医療機関への輸血療法委員会の設置促進
 - ・ 離島における血液製剤の融通拠点病院・備蓄所の整備等を国や県行政、日本赤十字社等へ要望
- (8) 離島・へき地における特定巡回診療への協力並びに適切な遠隔医療の体制整備を促進する。
- (9) ドクターヘリ等の洋上での落下事故に備え、沈下防止の機材装備や搭乗する医療従事者が水中脱出訓練を受講できるよう鹿児島県と協力し体制整備を促進する。
- (10) 九州医師会連合会救急・災害医療担当理事連絡協議会並びに九州ブロック災害医療研修会を本会担当で開催する。

1 1. 共同利用施設・臨床検査精度管理

- (1) 医師会共同利用施設間の情報共有、連携強化を含め、今後の在り方について検討を行う。
 - ・ 県下医師会共同利用施設連絡協議会の開催
- (2) 医師会病院を中心とした地域医療連携推進法人制度の活用を検討する。
- (3) 臨床検査の標準化、施設間差の是正など臨床検査精度の向上を図るため、臨床検査精度管理調査並びに研修会を開催する。
- (4) 日本臨床検査標準協議会（JCCLS）共用基準範囲の普及に努める。
- (5) 医療法で規定された検体検査の精度確保に必要な事項（標準作業書、作業日誌、台帳等）について、適切に対応できるよう啓発する。
- (6) 各種検診の精度管理を支援、推進する。

1 2. 介護保険

- (1) 介護保険法について周知徹底並びに、介護保険施設等における安全管理の徹底に努める。
- (2) 介護認定審査会、地域ケア会議の円滑かつ効果的な運営に協力する。
- (3) 主治医意見書の記載がより適切に行えるよう研修会等を開催する。
- (4) 認知症サポート医の養成や活動の場を広げ、認知症疾患医療センターと認知症サポート医との連携強化に努め、認知症対策を推進する。
- (5) 県行政・関係団体と連携し介護人材確保・育成に努める。
 - ・ 外国人材の確保について、県内外の好事例の共有や県行政等と連携し最新情報を発信する。
- (6) 介護報酬改定などに関する最新情報を周知する
- (7) 介護サービス事業者に義務づけられた感染症対策、業務継続の取り組み等の啓発を行う。

- (8) 県内の地域包括ケアシステム構築に向けた取組みを支援する。
 - ・在宅医療推進研修会等を通じ、県内外の在宅医療・介護連携事業、多職種連携、地域包括ケアの先進的な取組み・好事例を共有する等
 - ・郡市医師会の担当理事・在宅医療推進コーディネーター等との連携を図り地域包括ケアシステムの推進を図る。
- (9) ICTを活用した医療・介護ネットワークの整備に係る情報提供を行う。
- (10) ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発パンフレットを見直すとともに、医療従事者及び県民への周知を図る。

1 3. 医療情報システム

- (1) 日医認証局事業の推進に積極的に協力し、医師資格証の普及・活用について啓発し、会員の取得を推進する。
- (2) AIの利活用を含む医療DXの推進に向け積極的な情報提供を行う。
- (3) 県医師会ホームページの更なる改良と充実、利用促進に努める。
- (4) 県医師会FAXニュースの配信について、メールへの移行を推進する。
- (5) 医療分野を標的としたサーバー攻撃に備え、防犯とセキュリティに関する各種情報提供に努める。

1 4. 医師並びに医療従事者確保対策

- (1) 県医師会独自の「未来の芽プラン～小児・周産期医療対策基金～」の適正な運用と資金獲得に努める。
- (2) 臨床研修医並びに専門研修プログラムにおける100人以上の採用に向けて取り組む。
 - ・鹿児島県初期臨床研修連絡協議会の臨床研修医の確保に係る事業等への協力

- (3) 地域卒医学生・卒業医師との交流を深め、医師確保対策及びキャリア形成支援など地域医療支援センター等と連携して取り組む。
- ・ 県医師修学資金貸与医学生及び卒業医師と出身地首長・郡市医師会等との意見交換会の開催の継続
- (4) 医師診療科偏在の解消に向けて、県・大学などの関係者と連携を強化し、地域医療提供体制の維持に取り組む。
- (5) 日本医師会ドクターバンク、県医師協同組合医療従事者無料職業紹介所及び、ドクターバンクかごしまと連携・協力し、医師・診療科偏在の解消に努める。
- (6) 医師会立看護学校への支援及び、看護人材の養成・確保に努める。
- ・ 医師会立看護学校への運営助成金の継続
 - ・ 新卒看護師の県内定着率の向上
 - ・ Iターン・Uターン、潜在看護師の復職支援など、看護人材確保に向けた県や看護協会等の関係機関との検討
- (7) 改正医療法に則った医療関係職種の業務範囲の見直し（タスクシフト／シェア）を関係団体と連携して対応する。
- (8) 医師信用組合（新規開業・事業承継支援等）、医師協同組合（相続税等対策相談）と共働しながら開業医の後継者対策に努める。
- (9) 医療勤務環境の整備等、地域医療提供体制の維持に取り組む。
- ・ 医師の働き方改革を着実に進め、医療勤務環境の整備を推進
 - ・ 医療勤務環境の整備に向けて、県行政・医療勤務環境改善支援センターや労働局と連携し、働き方改革に関する情報、タスクシフト／シェアを含めた好事例等をホームページやセミナー企画等を通じた発信
 - ・ 勤務医師等の相談機能の体制作りの検討
 - ・ 医療機関の職場環境整備支援事業等、医療機関が活用できる補助金等の情報の周知

15. 医療保険

- (1) 鹿児島県医師会、九州厚生局鹿児島事務所、鹿児島県保健福祉部、社会保険診療報酬支払基金鹿児島審査委員会、鹿児島県国民健康保険団体連合会の五者による医療保険関係者連絡協議会（五者協議会）を開催し、医療保険全般について一層の相互理解、連携を深める。
- (2) 九州厚生局鹿児島事務所と鹿児島県が共同で行う新規個別指導、個別指導及び集団的個別指導等が適正に運用されるよう努める。
- (3) 適正な保険診療・保険請求が行われるよう個別指導等で指摘された事項や疑義について、鹿児島医FAXニュースや保険診療研修会等を通し啓発する。
- (4) 診療報酬改定内容や疑義解釈など最新情報を周知する。
- (5) オンライン資格確認及び電子処方せん、電子カルテ情報共有サービスなど、医療DXに関する情報を集約し、会員へ周知を図る。また整備費用や更新費用など課題を集約し、意見要望をまとめ日医を通じて国へ要望する。
- (6) 保険者が実施する適正服薬事業へ協力する。
- (7) 労働者災害補償保険・自動車損害賠償責任保険（労災・自賠）診療の充実を図る。
 - ・ 労災医療の適切な運用が行われるよう、労災診療協議会と労災保険診療研修会の開催
 - ・ 自動車保険診療の適切な運用が行われるよう関係情報の周知や、鹿児島県損害保険医療連絡協議会（鹿児島県医師会、損害保険協会、自賠責損害調査事務所）と自賠責研修会（WEB）を開催する。

16. 医事紛争・医療安全対策

- (1) 医事紛争への迅速かつ適切な対応と医療事故の未然防止対策に努める。

- (2) 日本医師会と協力し、リピーター医師に対する自浄作用活性化を図る。
- (3) 日医医賠責特約保険並びに団体医師賠償保険（自己負担分）の加入率の向上を図る。
- (4) 医療事故調査制度の啓発を図るとともに、支援団体としての業務を遂行する。
- (5) 医療事故調査等支援団体連絡協議会を通じ、県内の支援団体間の連携を図る。
- (6) 医療機関並びに医療従事者に対するインターネット上の誹謗中傷への対策を検討する。
- (7) 患者の安全確保と医療の質の向上を目指し、医療安全管理（医療従事者の安全の確保を含む）等に関する研修会等を通じ、啓発を図る。
- (8) 医療施設等の防火・防災安全体制の徹底に努める。
- (9) 改正公益通報者保護法による内部通報に適切に対応するための体制整備等について周知する。

17. 防犯協議会・警察協力医会

- (1) 県医師会防犯協議会において、県警察本部と協力し医療機関並びに医療従事者が様々な犯罪に巻き込まれないための対策や情報を周知することを目的とした講演会を開催し連携強化に取り組む。
- (2) 県医師会警察協力医会の活性化を図り、警察協力医の処遇改善、連携強化について検討する。
- (3) 県に設置された「死因究明等推進協議会」に協力し、本県の死因究明に係る課題解決に取り組む。
- (4) 死体検案・身元確認業務の推進を図るため、県歯科医師会、県警察本部、鹿児島大学法医学教室、第十管区海上保安本部等と研修会を開催し連携強化に取り組む。

- (5) 災害時の死体検案業務への協力体制について検討する。
- (6) 死体検案時の警察協力医の活動に伴うリスクへの公的補償および保護対策を講じる。
- (7) 虐待死を未然に防ぐための、法医学的知見の活用に関する検討。

18. 女性医師会員の支援・交流

- (1) 医学生・若手医師とシニア医師のキャリア形成支援と交流を推進する。
 - ・男女を問わないキャリア形成や若手医師同士のネットワークづくりを支援するために交流会（地域における女性医師等支援のための会）を開催
 - ・鹿児島大学医学部医学科卒業時に医師会からのメッセージの配布と、医師会への加入促進
- (2) 妊産婦支援事業を推進する。
 - ・マタニティスクラブ・パンツ無料貸出事業の周知強化
- (3) 日本医師会女性医師支援センター事業を推進する。
 - ・日本医師会ドクターバンクの周知
 - ・「病院長、病院開設者・管理者等への講習会」の開催について検討
 - ・「医学生・研修医等をサポートするための会」の開催について検討
 - ・育児・介護支援等についての啓発
 - ・男女共同参画やワークライフバランスについての啓発
- (4) 日医男女共同参画フォーラム等、医師会活動への積極的参加を促す。
- (5) 県内各地区の女性医師（開業医・勤務医）との連携を強化する。

19. 勤務医師会員との連携

- (1) 勤務医師の鹿児島県医師会への一層の加入促進に関する方策を協議する。
特に若手医師（研修医等）に対する働きかけを強化する。

- ・医師会未入会の医師に対し、医師会活動の重要性や入会の意義・メリット等を周知
- ・加入促進や情報提供ツールとしての、ホームページやSNS等を活用した広報の検討

(2) 勤務医師のキャリア形成に向けた支援を行う。

- ・鹿児島大学医学部医師会と連携し、勤務医師が積極的に医師会活動に参加できるための環境整備
- ・県内の若手勤務医師同士を繋ぐ新たなコミュニティ(WG)の検討・整備
- ・鹿児島県医師会若手医師の集い(日本医師会シンポジウム「未来ビジョン “若手医師の挑戦”」)の開催
- ・医師信用組合並びに勤務医師協の利用案内と、福利厚生事業の充実

(3) 多様な医師の働き方を支援し、高い医療提供体制の維持と医師自身の健康確保の両立を推進する。

20. 郡市医師会との連携

(1) 郡市医師会長連絡協議会等を開催する。

21. 会員福祉の増進

- ・県医師国保組合
- ・県医師信用組合
- ・県医師協同組合
- ・県勤務医師生活協同組合

22. 関係機関等との連携

(1) 行政及び関係機関等と連携を図る。

23. 会館の保守・管理運営に関する事項

- ・会館の利用促進と補修整備の検討と財源確保
- ・会館利用時の円滑な運営

24. 九州医師会連合会等について

- (1) 九州医師会連合会の担当県として九州医師会医学会・総会、その他各種会議のスムーズな運営に努める。
- (2) 第70回九州ブロック学校保健・学校医大会諸行事の運営と積極的参加を促す。

25. その他の事項